

農業委員会会議録

1. 開催日時 平成27年2月6日(金)午後1時00分～午後2時35分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (17名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	中江 彰
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (0名)
5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会議書記の指名
- 第3 議事案件

議第1号 農地法第3条第1項について申請の件

議第2号 農地法第4条規定による申請の件

議第3号 農地法第5条規定による申請の件

議第4号 農地法第18条第6項規定による通知の件

議第5号 その他

1) 使用貸借契約の一部消滅について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局長補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から2月の定例委員会を開催致します。本日は委員さん17名全員が出席されております。

(会長あいさつ)

議長 議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮りさせていただきます。私から指名させて頂くことに異議ございませんか。

(異議なしの声有り)

議長 異議なしとのお声を頂きましたので、本日の議事録署名委員に14番、今村委員と15番、中江委員のお二人を指名致しますのでよろしくお願い致します。次に、議事日程第2会議書記の指名につきましては、事務局の仲川局長と龍補佐を指名致します。それでは、ただ今から議事に入ります。議案第1号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号、農地法第3条第1項について申請の件について説明いたします。本件は農地を農地として耕作するための所有権移転による異動でございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□□番地(地目)田(面積)724㎡、譲受人、大字□□、□□□□、譲渡人、大字□□、□□□□、申請理由は交換による所有権の移転でございます。なお、譲受人の耕作地面積は1,561㎡で今回取得する土地を合わせますと下限面積は満たすこととなります。

番号2番、申請地、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)813㎡、譲受人、大字□□、□□□□、譲渡人、大字□□、□□□□、申請理由は交換による所有権の移転でございます。なお、譲受人の耕作地面積は12,343㎡と下限面積は満たしております。

番号3番、申請地、大字□□、□□□□番地(地目)田(面積)898㎡、大字□□□、□□□番□(地目)田(面積)1,207㎡、大字□□□、□□□番□(地目)田(面積)269㎡、大字□□□、□□□番□(地目)田(面積)686㎡、譲受人、大字□□□、□□□□、譲渡人□□□、□□□、□□□□、売買による所有権の移転で申請理由は新規就農のためでございます。なお、譲受人、耕作地面積は今回取得される農地を合わせますと3,060㎡となり下限面積を満たすこととなります。以上、第1号議案につきましては3件の申請で、いずれも申請に伴います書類等は具備致しております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、ここで3番の□□□□さんにつきましては新規就農でありますので、先ほど農地部会へ来て頂き、営農計画について聞き取りさせて頂きました。これにつきましては、農地部会長より説明をお願いします。

部会長 それでは農地部会での□□□□さんの新規就農の聞き取りを行った結果を報告させて頂きます。今日は本人が、急用のため出席できないとのことから、やむを得ず同居されています父親の□□□□氏に出席して頂き、お聞き致しました。新規就農の動機、営農計画等については、兄の農業を手伝っているが、自分も農地を持って農業をやっていきたいと思い、農業経験は農作業を手伝う程度でしたが、今後は父の指導を受けて、機械は兄の農機具を借りて営農します。しばらくは、自己消費の水稻、野菜の栽培を家族と、他の子供達も手伝ってもらって会社の休みに一緒に作業します。また、地元の農家支部、水利組合とは父と兄と同様に協力して行くとのことでありました。以上聞き取りし、今後最低3年間は必ず営農するとの誓約書も頂き、新規就農されても支障のないものと部会では判断致しました。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、農地部会長から説明がありましたが、続いて農地法に基づく審査基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 今回の申請に記載された内容について、審査基準の農地法第3条第2項の検討結果について説明させて頂きます。まず、譲受人が権利取得後において、今回取得する農地を含めたすべての農地を効率的に利用し、耕作されるかという全部効率利用要件につきましては、それぞれの現在保有している農地の耕作状況、機械の保有状況、世帯員の人数、また、本人からの聴き取りにより、いずれの方も、今回取得する農地も含めてすべての農地を耕作又は耕作出来る状態に管理され、それぞれ効率的に利用することが見込まれますので、支障がないものと考えます。次に、譲受人が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかという常時従事要件につきましては、申請書に記載されている本人も含めた世帯員の農作業の従事状況からして、取得後もそれぞれ農作業に常時従事することが見込まれます。また、下限面積要件につきましては、1番は現在の経営面積と今回取得されます耕作地面積からして要件を満たすこととなり、2番につきましては現在の経営面積からして下限面積を満たしております。また、周辺の地域との調和要件につきましては、それぞれの申請書の内容及び本人からの聴取によりまして、地域の

取り決めを守り耕作をして行くとのことでありますので、地域との調和要件につきましても、いずれも支障がないものと考えます。以上、番号1番、2番、それぞれ農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。なお、番号3番の新規就農につきましては、先ほど農地部会長からご報告のあったとおりでございます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この第1号議案につきまして、何かご意見、ご質問等ございませんか。

（異議なしの声有り）

議 長 　異議なしとの声がありましたので、採決いたします。それでは、第1号議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、第1号議案については、委員会処理に決定致します。続きまして、議案第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 　議案第2号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□番□（地目）田（面積）895㎡のうち623.27㎡、申請人□□市□□□、□□□□、太陽光発電設備への転用でございます。場所は部会現地調査順序表第2番目□□□□□□□□より東へ約100mのところでございます。なお、申請に伴います書類等は具備致しております。

以上、第2号議案につきましては、1件の申請であります。

議 長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 　それでは、農地部会の審議内容を報告させていただきます。4条の大字□□の□□さんの太陽光発電設備への転用申請であります。申請地の現況としては休耕されておりました。東側は田と畑、西側は住宅、南側は今回申請される残りの農地、北側は道路です。排水は自然浸透と西側水路に排水する計画です。被害はないものと思われ。農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上農地部会の審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 　説明致します。大字□□の申請につきまして、農地の区分につきましては第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しも添付されており、それぞれ転用の目的を達成する資金として適当であろうと考えます。次の申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手ということですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用目的と現地の農地の状況確認からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 　ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、ここで、議案第2号について何かご意見、ご質問等のある方は挙手でお願い致します。

議 長 　何かございませんか。

（異議なしの声有り）

議 長 　異議なしとの声がありましたので、第2号議案について原案のとおり決定することに賛成の

方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2号議案については、県へ送付することに決定致します。それでは、続いて議案第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□□番□(地目)田(面積)1,079㎡、譲受人□□市□□、□□□□、譲渡人、大字□□、□□□□、売買による所有権移転で、青空駐車場への転用申請でございます。場所は部会現地調査順序表第1番目□□□□□より北東へ約50mのところでございます。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、第3号議案につきましては1件の申請でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。5条、大字□□の□□さんの露天駐車場への転用申請ですが、申請者は、自動車修理業を営み、車の故障車の引き上げする中継地として、レッカー車の駐車場と引上車両の保管場所等として使用されるようです。農地の東側は水路、西側は道路、南側、北側は田で隣地所有者より同意は頂いております。土砂流出のないよう勾配をつけて造成する計画で、排水は自然浸透で西側水路に排水するようです。転用としては支障のないものと思われまます。農地の現況として田と一部地上げされている部分があり、先月の3条許可申請の際にも始末書は頂いており、農地部会ではやむを得ない申請であろうとの審議結果でした。以上農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明させていただきます。番号1番、大字□□の申請ですが、農地の区分は、市街地傾向が著しい区域内で第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は自己資金でまかなう計画で、金融機関の通帳の写しも添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後よりすぐに着手とのことですので確実と考えます。また、計画面積につきましても転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この第3号議案につきまして何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願ひします。

議 長 何かございませんか。

(なしの声有り)

議 長 なしとの声がありましたので、採決に入ります。それでは、第3号議案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第3号議案は県へ送付することに決定致します。それでは次に入ります。議案第4号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議案第4号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地

の耕作について解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字□□、□□□番□の一部（地目）田（面積）1,578㎡のうち792㎡、借受人、大字□□、□□□□□、貸出人、大字□□、□□□□、解約理由は高齢のためでございます。

番号2番、申請地、大字□□、□□番地（地目）田（面積）2,034㎡、借受人、大字□□、□□□□、貸出人、大字□□、□□□□、解約理由は期間満了のためでございます。

番号3番、申請地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）813㎡、借受人、大字□□、□□□□、貸出人、大字□□、□□□□、解約理由は耕作するためでございます。

以上、第4号議案につきましては3件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。

（なしの声有り）

議 長 なしとの声がありましたので、第4号議案は事務局処理と致します。続いて議案第5号、その他の1番を議題と致しますが、入ります前に、この案件につきましては、速水委員が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

（速水委員 退席）

議 長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 議案第5号、その他1番、使用貸借契約の一部消滅について説明致します。

番号1番、申請地、大字□□、□□□番地（地目）田（面積）724㎡、借受人、大字□□、□□□□、貸出人、大字□□、□□□□、理由は、交換するためであります。

以上、使用貸借契約の消滅については1件の通知でございます。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問などございませんか。何かございましたら挙手でお願いします。

（なしの声有り）

議 長 なしとの声がありました。質問などがないようですので、第5号議案、その他1番につきましては皆様への報告と致します。続いて議案第5号、その他2番を議題と致しますが、次に入ります前に、速水委員の入室、着席をお願い致します。

（速水委員入室、着席）

議 長 それでは事務局より説明願います。

事務局 議案第5号、その他、2番、専決処分報告について、報告第1号、農地法第5条第1項第6号規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成26年12月26日から平成27年1月28日までの報告分でございます。

番号1番、転用届出地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）227㎡、大字□□、□□□番地（地目）田（面積）115㎡、大字□□、□□□番地（地目）田（面積）456㎡、大字□□、□□□番地（地目）田（面積）224㎡、譲受人、□□□□□町（有）□□□□□□□、譲渡人□□□□□町□□□□、売買による所有権移転で、一戸建専用住宅への転用届出であります。確認委員さんと致しまして平成27年1月26日に梅田委員さんに連絡致し

まして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

番号2番、転用届出地、大字□□□、□□□番□（地目）田（面積）2,088㎡、譲受人□□□□町（有）□□□□□□□□□□□□□□□□、譲渡人□□市□□□町□□□□、売買による所有権移転で、一戸建専用住宅への転用届出であります。確認委員さんと致しまして、平成27年1月28日に中江委員さんに連絡致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。以上、第5条関係2件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

議 長 　ご質問などがございませんので、報告第1号を終わります。確認委員の梅田委員さん、中江委員さんには大変お忙しい中、ご確認いただきましてありがとうございます。次に入ります。議案第5号、その他の2番、専決処分の報告について、報告第2号、農地一時転用願いについてを議題と致します。事務局より説明を願います。

事務局 　議案第5号、その他の2番、専決処分の報告について、報告第2号、農地一時転用願いの件について説明致します。

番号1番、一時転用農地、大字□□、□□□番□（地目）田（面積）2,187㎡のうち100㎡、願出人□□□□□町（株）□□□、所有者、大字□□、□□□□、使用目的は工事に伴う車両の進入のための仮設道路で、使用期間は平成27年2月1日から平成27年4月30日まででございます。添付書類と致しまして農地の所有者□□□□の同意書が添付されております。以上、報告第2号、農地一時転用願いの件につきましては1件の通知であります。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願いします。

議 長 　なければ報告第2号の案件につきましては、報告事項として委員皆様へのお知らせとさせていただきます。

議 長 　議案審議につきましては以上でございますが、委員の皆様にはその他何かございませんか。他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。それではこれで2月の定例委員会を終らせて頂きます。

本議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	松田 榮義
署名委員	今村平治郎
署名委員	中江 彰